### 平成25年7月実施

# 被扶養者資格確認全面調查結果報告



被扶養者資格確認全面調査の対象の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

<b>c</b> 5	
<b>c</b> >	調査結果
- 2	训旦加木
49	

対象被保険者数	9,568 名	(在籍被保険者数 25,072 名)	
対象被扶養者数	20,263 名	<ul><li>不適格資格喪失被扶養者数</li><li>≪内訳≫</li></ul>	289名
		<ul><li>就職していた方</li><li>収入超過(年間収入 130 万円、60 歳以上 180 万円以上)</li><li>配偶者の収入が多かったため、子の扶養異動</li><li>扶養の実態がなかった方など</li></ul>	145名 53名 32名 59名

今回の調査では不適格資格喪失被扶養者の方が 289 名 確認され、うち就職していた方が145名でした。人事HP の身上事項変更手続きで、家族を扶養からはずす手続きをし ただけでは、健康保険とは連動していませんので、別に健康

保険の被扶養者資格喪失の手続きが必要です。「健康保険被 扶養者異動届」(MS1 健保 HP に掲載)に保険証を添付して、 各事業所の人事・総務担当に遅滞なくご提出ください。

# れていませんか?

## ・被扶養者(家族)の異動届の手続き

### こんなときは

被扶養者ではなくなります。 〈被扶養者の範囲〉



- ✓ 奥様やお子様が就職し、就職先の健康保険に加入した
- ✓ 奥様やお子様がパート等の仕事をはじめ、被扶養者の範囲を超える収入を得た
- ☑ 父母の年金額等(個人年金含む)が増額により被扶養者の範囲を超える額となった
- ✓共働きで子供を扶養していたが配偶者の収入が多くなった
- ✓別居の父母への仕送りを毎月しなくなった
- ✓お子様が結婚して配偶者の被扶養者となった
- ✓ 被扶養者の方が 75 歳になった

#### 被保険者・配偶者住所について

今回の調査で、資格確認調査書の住所を赤字で訂正いた だいた方がおられましたが、住所は事業所からのデータで更 新され、翌月より健保組合の住所情報として反映されます。 健保組合では訂正することができません。

ついては、e人事HPの身上事項変更手続き(e人事HP

がない事業所の方は人事総務担当に連絡)を行っていただき ますようお願いいたします。

また、配偶者健診の案内送付先についても、配偶者の住 所を変更していないケースが散見されますので、住所変更し た場合は本人だけでなく配偶者住所も必ず変更してください。

# マジェネリック!

どうしてジェネリックは安いの? 高いものより効き目が劣るの?



ジェネリックが安いのは、開発費用が抑えられるた めです。

新薬の開発には、膨大な費用と時間がかかるため、新薬を開 発した製薬会社には約20~25年の特許期間が与えられ、開 発コストを含んだ高値で新薬を販売できるようになっています。

特許期間が切れると、他の製薬会社からも同じ有効成分を 使った薬を「ジェネリック医薬品」として販売できるようになり ます。新薬の長年にわたる使用実績から効き目や安全性が実証 されており、開発費用が大幅に削減できるため、新薬よりも安 く販売することができます。

肝心の「効き目・安全性・品質」は、国の厳しい審査をク リアしていますので、安いからといって効き目が劣ることは ありません。



### **健保インターネットHP**をご活用ください

臓器提供に関する情報についても、ご覧ください。

(「ホーム >> 臓器提供の意思表示について )

http://www.mskenpo.or.jp

※健康保険証裏面の臓 器提供に関する意思 表示は、任意です。

